

令和7年1月17日

【照会先】

近畿厚生局

総括社会保険審査官 繁畑 小百合

社会保険審査官 下坂 久美子

社会保険審査官 後藤 敦也

電話 06-7711-8001

近畿厚生局における個人情報の漏えいについて

この度、当局において個人情報の漏えい事案が発生しました。

関係者の皆さまに深くお詫びするとともに、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

記

1. 事案の概要

当局職員が、審査請求人A（以下「A氏」という。）からの障害年金に係る審査請求に対する決定書を作成する際に、誤って別の審査請求人B（以下「B氏」という。）の個人情報を含む資料を引用して作成し、令和6年12月18日に決定書謄本をA氏に送付した。（同月20日、A氏からの連絡により個人情報の漏えいが判明）

漏えいした個人情報は、「氏名」、「病名」、「受診医療機関名」及び「病状に対する保険者の主張」である。

2. 発生原因

職員は、A氏の決定書の作成に際し、A氏の個人情報を含む資料（PDFデータ）をコピーし決定書の電子ファイルに貼付しようとしたところ、誤ってB氏の資料と取り違えたもの。

また、決定書作成後の点検も十分でなく、誤りに気付かないまま送付した。

3. 本事案に関する対応状況

令和6年12月20日、A氏に対して謝罪の上、訂正後の決定書謄本を郵送するとともに、誤った決定書謄本の返却を依頼し、同月25日に回収した。

また、同月26日、B氏と面会して、個人情報の漏えいの経緯を説明の上、謝罪した。

4. 再発防止策

作成した決定書等の個人情報を含む送付文書について、送付前の点検方法を見直し、審査請求人の氏名及び引用する資料等に誤りがないか、項目立てしたチェックリストを用いて点検するなどの取組を行った。

また、情報漏えい防止の重大性について、改めて局内全職員を対象に周知徹底し、職員の意識向上を図ることとする。